

令和 5 年住宅・土地統計調査に向けた 主な検討課題について

令和 2 年 8 月 3 日

総務省統計局
統計調査部国勢統計課

1. 主な検討課題（現段階のもの）

標本設計

- 国勢調査調査区数の増加に連動して標本数も増加する現在の標本設計について、報告者及び実査事務の負担軽減を図る観点から、結果利用にも留意しつつ見直しを検討する
- 人口1.5万未満の町村別集計の可否について、結果精度や実査事務の業務量等にも留意した上で検討する

調査方法

- 調査票の二段階配布方式の実施状況など、平成30年調査の状況を踏まえ、次回調査におけるオンライン調査の更なる推進改善に向けて検討する
- 市町村において調査員の確保が困難となってきた状況を踏まえ、調査員の事務の簡素化、効率化に資する観点から調査方法の見直しについて検討する

調査事項・集計事項

- 各府省等の統計利用ユーザーに対して実施する要望把握等の状況を踏まえ、把握可能性や実査事務に与える影響等にも留意しつつ、調査事項や、統計表の見直しについて検討する
- 近年増加している民間の高齢者施設等の整備状況を踏まえ、空き家の発生要因の把握・分析に資する選択肢の設定の余地について検討する
- 住居形態の変動と人の移動状況に係る詳細かつ有用な分析に資する観点から、調査票乙において住居の移動要因を把握する調査項目を追加する余地について検討する
- 「下宿・間借り又は住み込み」など、報告者になじみがあるとは必ずしも言えない表記の適切性や継続して把握する必要性について検討する

2. 検討課題の説明 ①標本設計

- 現状の本調査の標本設計は、国勢調査の調査区数(※)の増加に連動して、本調査の調査対象となる住戸数も増加するという構造となっている。
- ⇒ 今後も国勢調査調査区数の増加が暫く続くと見込まれる中で、報告者及び実査事務の負担軽減を図る観点から標本設計の見直しについて検討が必要。

※ 単身世帯の増加に伴う世帯数の増加が主な要因

住宅・土地統計調査の標本設計

住宅・土地統計調査は、国勢調査調査区を第1次抽出単位とし、抽出された標本調査区を基本とする調査単位区内の住戸を第2次抽出単位とする層化2段抽出法により行う。

調査対象抽出方法

国勢調査調査区の層化

国勢調査の結果に基づき、住宅の所有の関係別割合や65歳以上世帯員のいる一般世帯数割合などにより層化

調査区抽出（第一段）

- 市区町村別に人口規模に応じて1/2～1/10の抽出率を設定し抽出（人口1万5千未満町村は都道府県別に一括抽出）



調査区内住戸抽出（第二段）

- 1調査区内から17住戸をランダムに抽出

<平成25年調査と平成30年調査の比較>

平成25年調査	約 101万 （国勢調査調査区）	×0.20（抽出率の平均）	×17（住戸）	=	約350万 （住戸）
平成30年調査	約 104万 （同上）	×0.21（同上）	×17（住戸）	=	約370万 （住戸）

2. 検討課題の説明 ①標本設計 （統計委員会答申）（抜粋）

諮問第109号の答申 住宅・土地統計調査の変更について（平成30年1月18日統計委第3号）（抜粋）

3 今後の課題

（1）標本設計の見直しに関する検討について

本調査では、国勢調査の結果から得られた調査区数を母集団情報として、第1次抽出単位となる調査区数を設定する標本数を採用しているが、今後も、人口の高齢化等に伴う単身世帯の増加に連動し、報告者数の増加が想定される。

このため、報告者及び実査事務負担軽減を図る観点から、結果利用にも留意しつつ、標本設計の見直しの余地について検討する必要がある。

その際、人口1万5000人未満の町村別結果表章の要望等を踏まえ、例えば、大都市部の標本数を削減し、人口1万5000人未満の町村に標本数を振り替える場合の結果精度や、標本数の見直しによる実査事務の業務量等についても十分に検証・検討する必要がある。

2. 検討課題の説明 ②調査方法（二段階配布方式）

- 平成30年調査のオンライン回答率は23.3%と、前回調査（7.9%）に比べ、15.4ポイント上昇しており、二段階配布方式の導入が、オンライン回答率向上に一定程度寄与。
 - 一方で、実査を担う市町村からは、二段階配布方式は、調査員の事務が複雑化し高齢の調査員には対応が難しいこと、インターネットの利用環境がない世帯から問合せが数多くあること、などから調査票の配布は同時配布方式に変更すべきとの意見が多数。
- ⇒ 令和2年国勢調査では、インターネットの先行回答期間は確保しつつ、同時配布方式を採用しており、この実施状況などを踏まえ、次回調査の配布方法について検討が必要。

調査票の配布方式の違いによるメリット・デメリット

	メリット	デメリット
二段階 配布方式	・ インターネットの先行回答期間を設けることで、一定のオンライン回答数の確保が可能 ・ オンライン回答率の向上により、調査事務の効率化が可能（調査票の審査事務の減少や調査票枚数の削減等）	・ 一定期間、世帯はオンライン以外による回答が不可 ・ 同時配布方式に比べ調査員事務が増加・複雑化（調査担当地域への訪問回数の増加、紙の調査票を配布する世帯の特定、配布準備、配り分け等）
同時 配布方式	・ 当初の段階から、世帯は調査員、郵送、オンラインのいずれの方法でも回答が可能 ・ 二段階配布方式に比べ調査員事務の単純化・簡素化が可能	・ 二段階配布方式に比べオンライン回答率の向上が見込めない ・ オンライン回答率の向上が見込めない場合、調査事務の効率化が困難

2. 検討課題の説明 ②調査方法（調査員事務の簡素化・効率化）

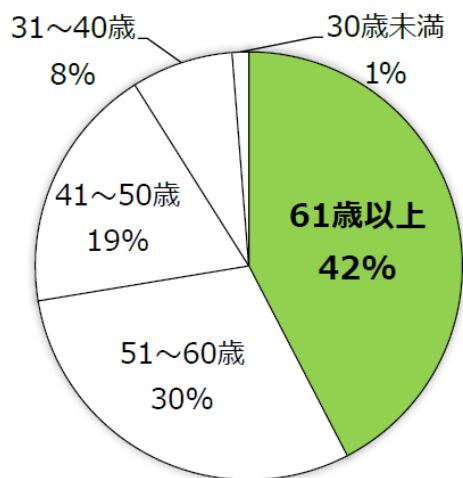
- 登録調査員(※)の高齢化等により本調査の調査員についても高齢化が進んでおり、一部の市町村では調査事務内容が複雑なことを理由として調査員確保にも支障が生じている状況。

⇒ 今後も、調査員の高齢化が進むと想定される状況を踏まえて、調査事務の簡素化、効率化について検討が必要。

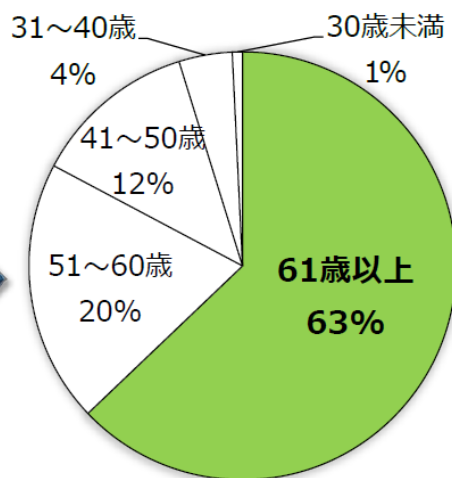
※ 市町村等において統計調査員の仕事を希望して登録されている者

登録調査員の年齢構成（出典：統計委員会 第7回共通基盤ワーキンググループ会合（平成29年9月7日）資料4-1より抜粋）

登録調査員の年齢構成（平成17年度）

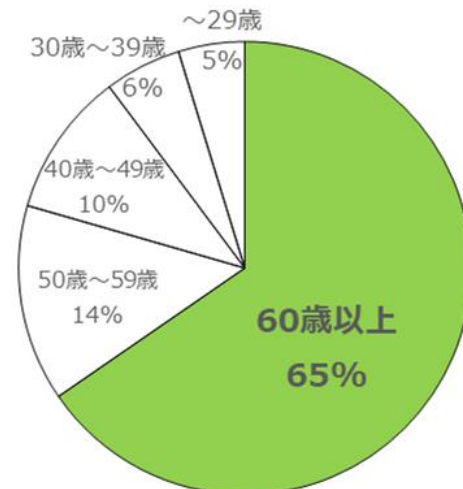


登録調査員の年齢構成（平成27年度）



出典：『平成17年度 統計調査員確保対策事業の現況』・『平成27年度 統計調査員確保対策事業の現況』
総務省政策統括官（統計基準担当）付 統計企画管理官室

平成30年住宅・土地統計調査
調査員の年齢構成



注1 統計調査員のうち指導員を除く。
注2 年齢不詳を除く。

2. 検討課題の説明 ②調査方法 （統計委員会答申）（抜粋）

諮問第109号の答申 住宅・土地統計調査の変更について（平成30年1月18日統計委第3号）（抜粋）

3 今後の課題

（3）オンライン調査の更なる推進・改善に向けた検討について

平成30年調査においては、二段階配布方式の導入によるオンライン回答率の向上や、提出状況管理システムの構築及びコールセンター機能の充実・強化等を通じたオンライン調査の推進に向けた支援体制の充実等を図る計画である。

このため、その実施・利用状況等について、①導入・支援方策の成果、②地方公共団体及び調査員の連携状況、③事務負担軽減への寄与の度合い、④報告者の回答・利用のしやすさの状況など、様々な観点から検証・分析等を踏まえ、次回の2023年調査に向けた更なる改善方策等を検討する必要がある。

2. 検討課題の説明 ③調査事項（統計利用ニーズの把握）

- 住宅・土地関連分野における統計ニーズなどを把握するため、各府省、都道府県、市区町村を対象としたアンケートを実施。（アンケートは、住生活基本計画（全国計画）の改定時期（令和3年3月頃）を勘案し、来年3月頃を目途に実施。）
- アンケートの結果を踏まえ、把握可能性や実査事務に与える影響等にも留意しつつ、調査事項や、統計表の見直しについて検討。

アンケートの実施概要（予定）

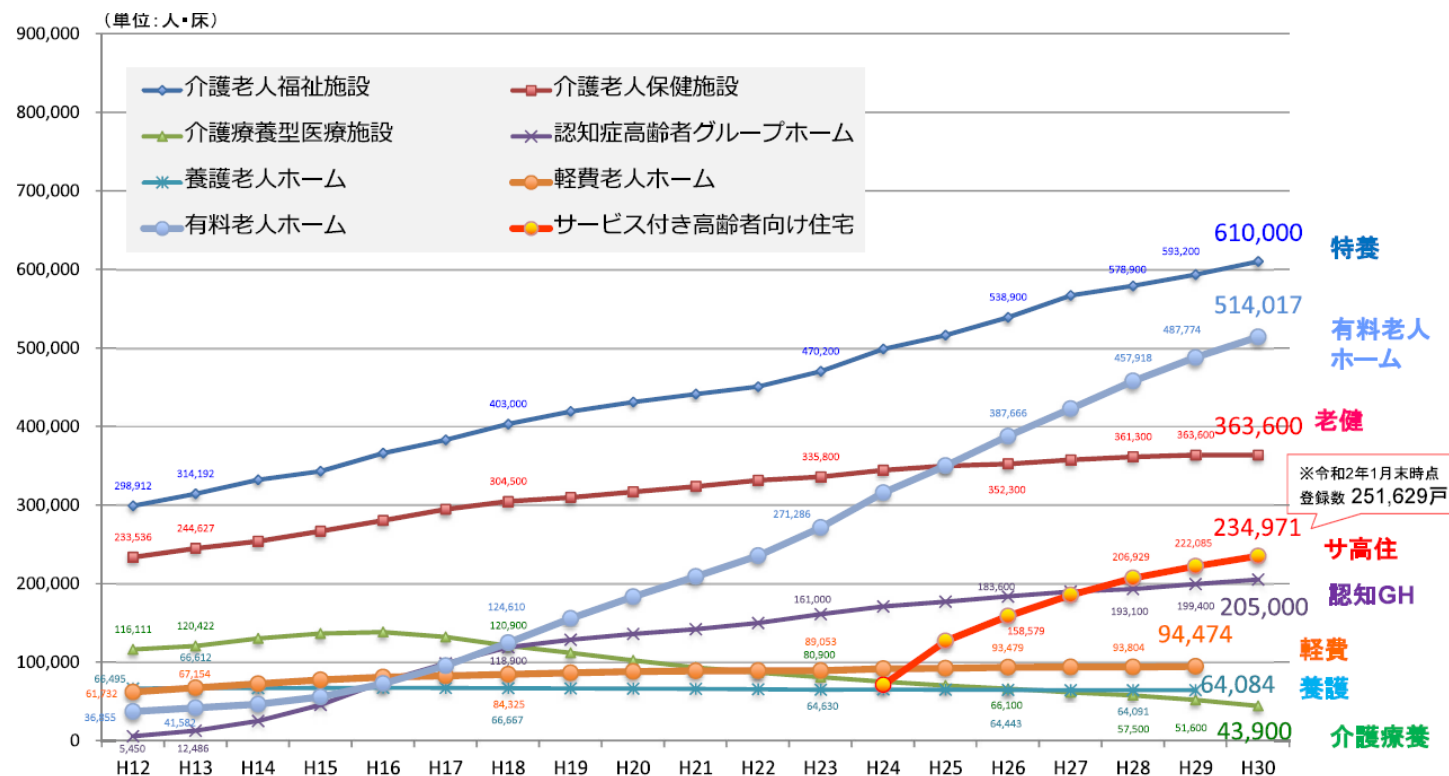
実施目的	令和5年住宅・土地統計調査の調査事項等の見直しに資するため
実施時期	令和3年3月頃（令和3年6月頃までに取りまとめ）
把握対象	各府省、都道府県、市区町村
把握内容	調査事項：新規調査事項、削除可能な調査事項、調査事項の区分 集計事項：集計内容、表章地域、集計に用いる分類事項 など

2. 検討課題の説明 ③調査事項（空き家の発生要因の把握等）

- 高齢者の増加に伴い、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅など、近年増加している民間の高齢者施設等の整備が進む中で、高齢者の施設等への転居に伴い元の住居が空き家となること、空き家の発生要因の一つとなっていることが考えられる。

⇒ 空き家の発生要因の把握・分析に資する観点から、本調査における選択肢の設定の余地について検討。

高齢者の住まい・
施設の利用者数
（出典：社会資本
整備審議会 住宅
地分科会第2回
勉強会（2020年1
月16日）資料5より
抜粋）



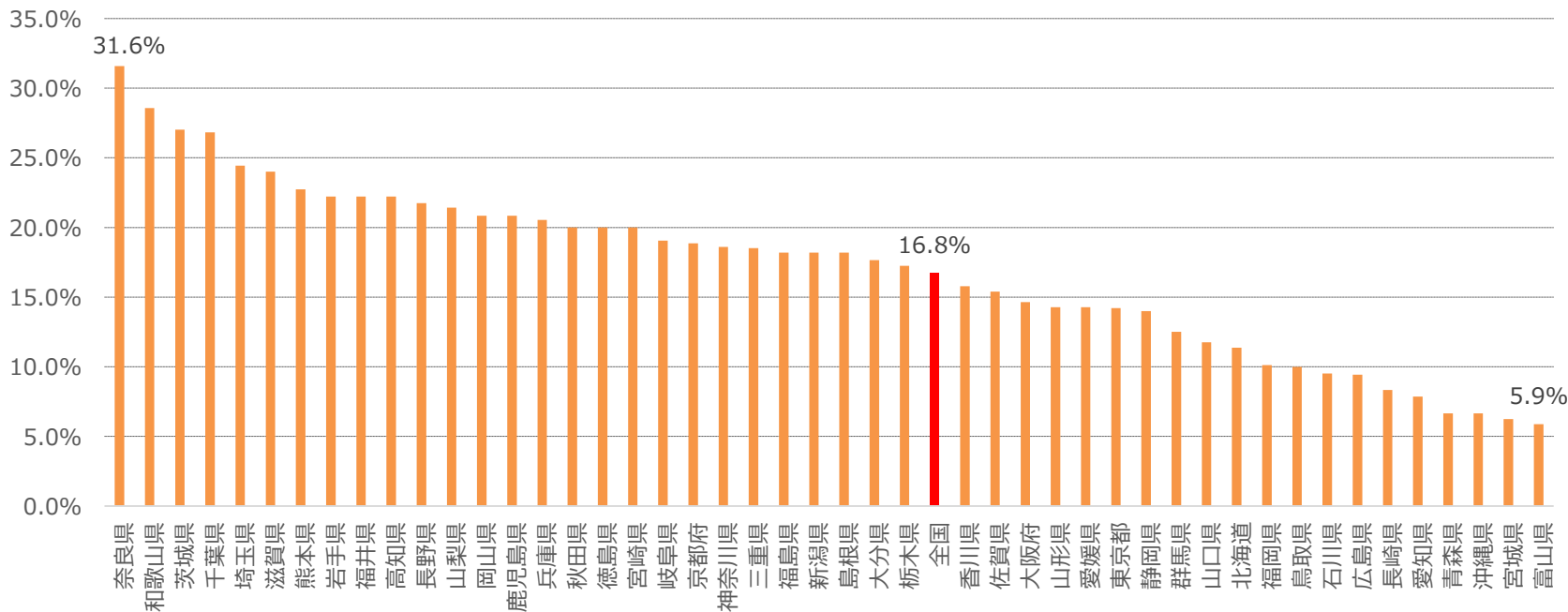
※1：介護保険3施設及び認知症高齢者グループホームは、「介護サービス施設・事業所調査（10/1時点）」【H12～H13】、「介護給付費等実態調査（10月審査分）」【H14～H29】及び「介護給付費等実態統計（10月審査分）」【H30～】による。 ※2：介護老人福祉施設は、介護福祉施設サービスと地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を合算したもの。 ※3：認知症高齢者グループホームは、H12～H16は痴呆対応型共同生活介護、H17～は認知症対応型共同生活介護により表示。（短期利用を除く） ※4：養護老人ホーム・軽費老人ホームは、「社会福祉施設等調査（10/1時点）」による。ただし、H21～H23は調査票の回収率から算出した推計値であり、H24～H29は基本票の数値。（利用者数ではなく登録戸数） ※5：有料老人ホームは、厚生労働省老健局の調査結果による。（利用者数ではなく登録戸数） ※6：サービス付き高齢者向け住宅は、「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム（9/30時点）」による。（利用者数ではなく登録戸数）

2. 検討課題の説明 ③調査事項（前住居の所在地）

- 本調査は、住宅政策を検討する上で重要と考えられる住居形態の変動と人の移動状況を同時かつ一体的に捉えることが可能な唯一の調査であり、今後、地方自治体の多様性に合わせた住宅政策等を考える上で、このような情報は非常に有用である。

⇒ 調査票乙における「前住居の所在地」の継続把握に伴い、住居形態の変動と人の移動状況に係る詳細かつ有用な分析に資する観点から、調査票乙において住居の移動要因を把握する調査項目を追加する余地について検討する。

前住居の所在地が「他県」のうち現住居が「持ち家」である世帯の割合（現住居の入居時期が2014年以降の主世帯が対象）（2018年、全国、都道府県）



出典：平成30
年住宅・土地
統計調査

2. 検討課題の説明 ③調査事項（表現の見直し等）

- 調査票の審査を行った都道府県・市区町村からは、一部の調査事項について世帯が十分に設問の意味を理解できなかったことが原因と思われる記入誤りがあった旨の報告があった。
⇒ 正確な回答を得るため、世帯が理解しやすい設問とするための見直しについて検討。

調査票の記入誤りの主な事例（市町村における調査票審査状況報告から作成）

調査事項	記入誤りの内容
世帯の構成	・世帯人員の合計と、世帯員の内訳に記載された数を合計した数が不一致。（家計主のみ記載、家計を支えている者のみ記載等）
世帯全員の1年間の収入	・記入者分のみと思われる収入額が記入。
前住居	・「前住居」は、平成26年以降に現住居に入居した人のみが記入する項目であるにもかかわらず、平成25年以前と回答した人も誤って記入。
居住室、床面積、敷地面積	・居住室の面積と、床面積の記入内容に整合性がない。（「居住室の面積」＝「床面積」となっているなど）
その他	・オンライン回答では、世帯が「主世帯」と「同居世帯」のいずれかを選択することとしているが、世帯がこれを誤って入力。

2. 検討課題の説明 ③調査事項（統計委員会答申）（抜粋）

諮問第109号の答申 住宅・土地統計調査の変更について（平成30年1月18日統計委第3号）（抜粋）

3 今後の課題

（2）居住状況等に係る実態のよりの確な把握に向けた調査事項の見直しの検討について

本調査の調査事項については、社会情勢の変化等を踏まえた居住状況の実態をよりの確に把握する観点から、平成30年調査の結果や政策二ーズに留意し、以下の①から③までへの検討を含め、関係府省との連携を図りつつ、より適切な選択肢を設定するなどの見直しを検討する必要がある。

- ① 住居形態等を把握する調査事項の中には、「下宿・間借り又は住み込み」、「住宅に間借り」など、多くの報告者にとってなじみがあるとは必ずしもいえない選択肢もあることから、これらの表記の適切性や継続して把握する必要性について検討すること。
- ② 住居形態等を把握する調査事項においては、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等、近年増加している民間の高齢者施設等の整備状況を踏まえ、空き家の発生要因（例：一人暮らし老人の住宅から高齢者施設等への入居等）の把握・分析に資する選択肢の設定の余地について検討すること。
- ③ 調査票乙における「前住居の所在地」の継続把握（中略）に伴い、住居形態の変動と人の移動状況に係るより詳細かつ有用な分析に資する観点から、調査票乙において住居の移動要因を把握する調査項目を追加する余地について検討すること。
- ④ 「現住居の入居時期」等については、「昭和」及び「平成」を付した選択肢区分により把握し、集計・公表しているが、新たな元号の追加も予定されており、換算も複雑となることから、報告者の負担軽減や統計利用者の利便性等にも配慮し、西暦を併記する方向で検討すること。